# 公益財団法人南海育英会

# 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人南海育英会と称する。

(事業所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県高松市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、向学心に燃える香川県下の青少年に対し、奨学金の給与又は貸与を行い、もって健全なる青少年の育成を図るほか、教育研究及び文化の振興、その他公益目的事業の推進に 資するための助成を行うことを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
  - (1) 大学院、大学、高等専門学校の学生、生徒に対する奨学金の給与又は無利息貸与
  - (2) 教育研究及び文化の振興に関する活動を行う者又は団体に対する助成
  - (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
  - 2 前項の事業は、香川県において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

(財産の種別)

- 第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。
  - 2 基本財産は、第4条の事業を行うために不可欠な財産とし、次の各号をもって構成する。
  - (1) 別表に掲げる財産
  - (2) 理事会で、基本財産にすることを決議した財産
  - 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理及び運用)

第7条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議による ものとする。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、その他法令で定める書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
  - 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

# (事業報告及び決算)

- 第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、 監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号については その内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
  - (6) 財産目録
  - 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監查報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動に関する重要な事項について記載した書類その他法令で定める書類

### (長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

- 第11条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議を経なければならない。
  - 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同様とする。

# (会計原則等)

第12条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

# 第4章 評議員及び評議員会

#### 第1節 評議員

# (定数)

- 第13条 この法人に、評議員5名以上を置く。
  - 2 評議員のうち、1名を評議員会会長とする。

# (選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から 第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
  - ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
  - イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ウ 当該評議員の使用人
  - エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
  - オ ウ又はエに掲げる者の配偶者
- カ イから工までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの (2) 他の同一の団体 (公益法人を除く。) の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の 総数の3分の1を超えないものであること。

#### ア理事

# イ 使用人

- ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めの あるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- エ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。) である者
  - ① 国の機関
  - ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する 大学共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、 総務省設置法第4条第1項第8号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人 (特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)
- 3 評議員会会長は、評議員会において選定する。

# (任期)

- 第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議 員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  - 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### (報酬等)

- 第16条 評議員は、本条第2項及び第3項の規定によるほかは、無報酬とする。
  - 2 評議員が、評議員会等に出席した場合には、その対価として一日あたり3万円を超えない範囲で報酬を支給することができる。
  - 3 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

# 第2節 評議員会

# (構成及び権限)

- 第17条 評議員会はすべての評議員をもって構成する。
  - 2 評議員会は、次の事項について決議する。
  - (1) 役員及び評議員の選任又は解任
  - (2) 役員の報酬等の額
  - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (4) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
  - (5) 決算の承認
  - (6) 定款の変更
  - (7) 残余財産の処分
  - (8) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

# (開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

### (招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の 招集を請求することができる。

#### (招集の通知)

- 第20条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知をしなければならない。
  - 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

# (議 長)

第21条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。ただし、評議員会会長が出席しないとき は、出席した評議員の中から選出する。

# (定足数)

第22条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

# (決 議)

- 第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が 出席し、その過半数をもって行う。
  - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 役員の責任の一部免除
  - (3) 定款の変更
  - (4) 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
  - (5) 長期借入金
  - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (7) その他法令で定められた事項
  - 3 前項第3号にかかわらず、目的、公益目的事業並びに評議員の選任及び解任に係る定款の変更の決議は、決議に加わることができる評議員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

# (決議の省略)

第24条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議 決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき は、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

# (報告の省略)

第25条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項 を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録に より同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

#### (議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、これに記名押印する。

# 第5章 役員及び理事会

# 第1節 役員

# (定数及び種類)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とし、2名以内を常務理事とすることができる。
- 3 前項の理事長を代表理事とし、常務理事を業務執行理事とする。

#### (選任等)

第28条 理事及び監事の選任は、評議員会において行う。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、 理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。
- 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事は、理事及び評議員並びに使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に 親族その他特殊の関係があってはならない。
- 6 監事は、その就任前10年間、この法人の理事及び評議員並びに使用人であった者が含まれてはならない。

#### (理事の職務及び権限)

- 第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
  - 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
  - 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

# (監事の職務及び権限)

- 第30条 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
  - (2) この法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査する。
  - (3) 理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べる。
  - (4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告する。
  - (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求する。ただし、 その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない 場合は、直接理事会を招集する。
  - (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事実があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告する。
  - (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、又は その行為をする恐れがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずる 恐れがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求する。
  - (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

### (任期)

- 第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員 会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  - 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  - 3 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、退任した役員の任期の満了する時までとする。
  - 4 役員は、第27条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

# (解 任)

- 第32条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。 ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議を 経なければならない。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

# (報酬等)

- 第33条 役員は、本条第2項及び第3項の規定によるほかは、無報酬とする。ただし、常勤の役員に は報酬として、評議員会において別に定める役員等の報酬並びに費用に関する規程により支給 することができる。
  - 2 非常勤の役員が、理事会等に出席した場合には、その対価として一日あたり3万円を超えない範囲で報酬を支給することができる。
  - 3 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

### (取引の制限)

- 第34条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事 会の承認を得なければならない。
  - (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
  - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
  - 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(構 成)

第35条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権 限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

(招集の通知)

第38条 理事長は理事会の日の5日前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の目的である事項 並びに日時及び場所、その他必要事項を記載した書面により通知しなければならない。

2 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

(招集手続きの省略)

第39条 前条にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときには、招集の手続を経ることなく、 開催することができる。

(議 長)

第40条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故があるときは、常務理事が これにあたる。

(定足数)

第41条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第42条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、 その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、この法人が保有する株式について、その株式に係る議決権を行使する場合には、次の事項を除きあらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株主割当増資への応募
- (4) 株主宛配布書類の受領

(決議の省略)

第43条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第44条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を理事会に報告することを要しない。
  - 2 前項の規定は、第29条第3項の規定による報告には適用しない。

# (議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、これに記名押印する。ただし、理事長に事故もしくは支障があるときは、会議に出席した理事及び監事が記名押印する。

# 第6章 選考委員会

#### (選考委員会)

第46条 この法人には、第4条の事業の対象となるものを選考するため、選考委員会を置く。

2 選考委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める選考委員会規程により行う。

# 第7章 事務局

### (設置等)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

### (備付帳簿及び書類)

第48条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬並びに費用に関する規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監查報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

### 第8章 定款の変更、合併及び解散等

### (定款の変更)

第49条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議に により変更することができる。

2 前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の 決議を経て、第3条及び第4条に規定する目的及び事業並びに第14条に規定する評議員の 選任及び解任の方法について、変更することができる。

# (合併等)

第50条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議により、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。) 上の他の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

#### (解散)

第51条 この法人は、法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第52条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

# (残余財産の帰属)

第53条 この法人が、清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国もしく は地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲 げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与 するものとする。

# 第9章 情報公開等

(情報公開)

第54条 この法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に 関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

# (個人情報の保護)

第55条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

(公告)

第56条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、香川県において発行する四国新聞に掲載する方法により行う。

#### 第10章 補 則

(委 任)

第57条 この定款で定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により決定する。